

## 令和7年度 公契約審議会議事録（要旨）

### 1 開催日時

令和7年11月27日（木）10時00分から11時00分まで

### 2 開催場所

第二応接室（本庁舎4階）

### 3 出席委員

高野尾三穂会長、山本綾子副会長、丸山正秀委員、山口尚徳委員、戸谷典孝委員、伊藤浩一委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局出席者

宮澤契約管財課長、鳥井課長補佐、野口係長

### 6 会議要旨

（事務局）

皆様、おはようございます。定刻となったので、令和7年度松本市公契約審議会を開会する。委員の出席状況だが、ご覧のとおり、全員の出席をいただいている。

それでは、開会に先立ち、高野尾会長よりご挨拶を賜りたいと思う。

（会長）

今日も充実した審議になるよう、よろしくお願いしたい。

（事務局）

それでは、議事進行は高野尾会長にお願いしたい。

（会長）

さっそく議事に入る。お手元の次第に従って進める。まず、議事(1)「令和7年度『特定公契約』の適用実績報告」について、事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

これ以降、配布資料1に基づき説明

[説明内容は省略]

（会長）

今の説明で質問等あれば伺う。

(会長)

私がひとつ聞きたい。労働環境報告書を提出してもらう際、最初は業者にとって負担が大きいのではないかと懸念されたと思うが、その点について、業者側から「負担が大きい」といった意見はあったか。

(事務局)

特に、報告書の提出について意見を受けたことはない。

(委員)

その報告書を受けてチェックする契約管財課の負担はどうだったか

(事務局)

提出数が少ないので、契約管財課の負担としては、それほど時間はかかっていないという認識だ。

(会長)

他に質問等あるか。

(各委員)

特になし。

(会長)

では、次に議事(2)の説明を事務局からお願いしたい。

(事務局)

これ以降、配布資料2に基づき説明

[説明内容は省略]

(会長)

今の説明について、質問などがあれば伺う。

(委員)

資料の合計欄を見ると、少しずつ地元への発注率が下がっているけど、これについてどういうことが考えられるか。

(事務局)

これまでの話を聞く限り、今年は特に不調・不落が多くて、発注しても手を上げる企業が増えていない。

私たちとしては、優先的に市内本店から発注を始めるけど、それでうまくいかない場合には、少しずつ範囲を広げていく。市内本店の皆さんのが手を挙げないと、益々外に発注先が広がるから、その傾向が反映されているのだと思う。

(委員)

やはり、受けられない理由は人材不足などが影響しているのか。

(事務局)

一番多く聞かれるのは技術者不足で、特に管理監督を担当できる人材が不足していることや、会社内で資格を持っている人が限られているため、他に割り当てることができ

ないという話はよく耳にする。

あとは、4月から3月までが予算年度だから、どうしても発注は4月にして、夏ごろから工事が始まり、春は比較的暇になるという流れになりがちだ。これを打開するために、「債務負担行為」という仕組みを使っている。具体的には、来年度の仮予算を組んで、例えば2月や3月に発注して、4月にはすぐに着手できるようにして、できるだけ工事発注を前後にずらして平準化を図っている。今その方向で進めているけど、現実的にはまだ十分に追いついていない。

(委員)

実際に不調不落がこの時期、特に11月に増えている現状がある。応札する立場として、その状況を見ていると、業界全体として平準化を目指しているというのは理解している。昔は特に「早期発注」という言葉をよく聞いたけど、現状では第1四半期に発注が少ない。予算や執行の関係で、第1四半期には発注がほとんどないから、債務負担行為などを活用して繰越をしていただければ、第1四半期にも仕事ができるようになるとを考えている。

実際に進めていただいていることはあるけど、松本市単独で発注できる予算だけでなく、国や県の予算もあるから、どうしても後半に集中しやすいのが現実だ。公共工事としては、そういう実態があるのでないかと思う。

その理由の一つとして言われるのは、工事が集中すると、施工に必要な技術者だけでなく、施工後の下請け業者も重なってしまうということだ。業界としては、できるだけ工事の発注を平準化してほしいというのが本音だ。今の会社規模で、年間一定の受注があれば、非常に安定した経営が維持できるし、社員の皆さんも「下期だけ働いて、上期は暇」というような状況が避けられる。

もちろん、やっていただいているわけではないけど、できるだけ不調不落がないように、仕事をいただきたいというのが本音だ。欲しいのは間違いないけど、今の状況では、受注しても工期内に対応できない物件もある。3月末までに完成できない仕事については、もったいないと思いながらも対応に苦慮しているのが実情だ。

特に11月や12月に契約を結ぶと、年末年始を挟んで3月10日頃までに完成させなければならない。現場を2月末には終わらせておかないと、書類の整理が間に合わない。そのため、1月や2月だけで仕事を完了させてほしいというケースは受けにくい。受けてしまうと、結局、終わらせることができなくなってしまう。昔は「仕事は腐らない」とか「3月は60日ある」と言いながら、夜遅くまで働いていた。しかし、今それをして、若い人たちは入ってこないし、仮に入っても実際に辞めてしまうことが多い。また、松本市は早い段階で週休二日制を実施していただいた。そういう意味でも、週休二日制を崩してまで働くというわけにはいかない。一般的な労働環境に対応する流れを維持しながら進めていきたいというのが、今の企業の考え方だ。実際、良い方向に進んでいる部分もあるので、それを維持していきたいと思っている。

(委員)

結局のところ、私たちは下請けという立場にあるから、どうしてもその影響を受けることになる。でも、現在、熟練工の高齢化が進んでいて、若手の育成が急務になっている。ただ、実際のところ、若い人たちは「危険」「汚い」「きつい」といった理由で、建設業に対して消極的な傾向がある。そのため、入社してもすぐに辞めてしまうという現実がある。

今言ったように、若い人たちは休みや給料を重視している。確かにこれは矛盾している部分もあるけど、これが今の若い世代の考え方だ。だから、建設業に対してどれだけ魅力的にアピールできるかが非常に厳しい状況だ。しかし、このままの状態が続くと、熟練工の高齢化が進んで、現場では60代後半や70代前半の人たちが作業しているという現実に直面する。でも結局、その熟練工の方々が実際にできなくなった時、どうなってしまうのかが非常に不安だ。

熟練工がいなくなると、先ほど話したように、地元で仕事を受けたくても資格や技術がないとどうしようもないから、若手を育てる必要があるのだけど、現実的には今の若い世代は「危険」「汚い」「きつい」といった理由で、なかなか続かず、すぐに辞めてしまうのが現状だ。

だから、最後に要望を伝えたい。まず、給料を上げるためにには、それに見合った方策を講じてほしい。また、労働環境の整備も必要だ。特に、若手の育成には力を入れてほしいと思っている。実際、建設業に携わる人が年々減少しているという現実は避けられない事実だ。

でも、若手が集まらない現状がある。技術を身につけようすると、昔は「飴と鞭」のような形で、「技術は盗むものだ」という考え方があったけど、今ではそのような考え方方は全く見られない。今の若い人たちはゼロから教えていかなければならないのが現実だ。そして、技術を覚えたと思ったら、その次の世代に伝えるべきだけど、実際にはそれができない。すぐに会社を転々として辞めてしまう。現状のままだと、非常に深刻な状況だと強く感じている。

(委員)

春闘で賃金が上がったとしても、生活が厳しいという現実は依然としてある。また、人手不足はどの業界でも共通の課題だ。特に工事現場を見てみると、最近、松本でも外国人労働者の数が増えてきているのが感じられる。こうした方々を受け入れ、文化を超えて生活面のサポートをしながら仕事を教えていかなければならないという点で、企業側の苦労は相当なものだと感じている。

どこが突破口になるかはなかなか言えないけど、少なくとも、このまま何も手を打たなければ、近い将来、まずは小さな村から建設業が消えていってしまうのではないかという危機感を強く感じている。特にインフラに関して、今年、埼玉県で起きた事故のように、大分老朽化が進んでいて、緊急的に直していかなければならない行政の責任があるので、お互い知恵を絞りながら進めていくしかないと思っている。

(委員)

業種や業態によって、できることと、皆さんが出し合って協力できることがある。先ほどの話を聞いてみると、市内の工事現場では黒板にチョークで書かれていたり、写真を撮ったりしている場面がよく見受けられる。

先ほどの話にもあったけど、2月に工事を終わらせて、3月末までに報告書を提出するというのはルールで決められていることだから、必要があるのだろうけど。昔から私が言っていることは、銀行のように、9時にシャッターを開けて、3時に閉めて、21時や22時まで働くのが当たり前になっている現状自体が、そもそもおかしいのではないかと思っている。

確かに許認可事業だから、決まりがあって、それを遵守するのは当然のことだ。でも、行政ももう少し簡略化できる部分は簡略化したり、不要な手続きは省いたり、そういうことを双方で減らして変えていかないといけないと思う。「いや、今までこうだったから、決められたとおり報告書を出してください」とか、「今までの手続きがこうだったから、それを守ってください」というけど、まあ、それはそうかもしれないけど。こういった部分から変えていく必要があると強く感じている。

当社でも残業には非常に気を使っているけど、正直なところ、どうしても避けられないことがある。例えば、銀行のシステムが停止してしまった場合、今日は定時だからもう帰ります、とは言えない。その場合は、徹夜しても対応しなければならないことになる。そういう場合には、どうしても対応してもらう必要がある。

入社時にこの点については説明しているけど、その代わりに、これは会社にとって大きな負担ではあるけど、人件費としては仕方ない部分だと考えている。やはり、時間外勤務については、決められた割り増し分を支払うのが当然だと思う。企業としては、こうした取り組みをしっかりと行なうことが大切だと思う。また、代休制度や有給制度も見直しを進めている。昔は時間単位での代休や有給取得ができなかつたけど、今は午前や午後の時間単位で取得できるようになっている。会社としてできることはしっかりと行なながら、業務を進めていく中で、関連する皆さんと協力し、効率化や改善できる部分は改善していく必要があると考えている。

昨今の「A I」に関する話で言えば、確かに活用しない手はないというの通りだ。具体的には、どの場面でどのように使うか、そしてそれによってどれだけ効率が向上するかを、私たちは一生懸命に開発している。A Iが普及すれば、効果はさらに大きくなるだろう。ただし、A Iがすべてを解決してくれるわけではない。例えば、橋を架けることはできない。こうした意味では、技術者の確保や育成は企業にとってマストであることは間違いない。

ある意味で私が意識してきたのは、魅力的な企業にしなければならないということだ。それは給料面だけでなく、待遇や仕事環境、インフラ面など、さまざまな要素を含めて、できるだけ若い人たちに認めてもらえるように努力してきたつもりだ。間違いなく、こうした方向で進めていかなければ、将来的にはますます厳しくなると感じている。

(会長)

皆さんがしっかりしていれば問題ないのだろうけど、そうでないところもあるかもしれないと考えると、ある程度の確認は必要だと思う。その際、確認するというところの必要性と得られる利益との兼ね合いを考えながら、内容を検討していくことが重要だと思う。負担になりすぎないように配慮しつつ、きちんと把握できる形にすることが大切だと思う。

(委員)

今の契約は紙で行っているのか。

(事務局)

現在、契約に至るまでの段階では、契約書や入札書などの書類を昨年から今年にかけて電子化した。しかし、その後の着手届や完了届をはじめとするさまざまな書類については、まだ紙での対応が続いている。今後は、必要なない書類を廃止し、残った書類についてはできるだけ手間がかからないように電子化を進める予定だ。現在、そのための検討を始めたところだ。

(委員)

国の方でも手続きが段々簡素化されてきている。以前は複数の項目に渡るもののが、今では1つのチェックでまとめてOKになるものもある。それだけで全てが完了する形になっているけど、実際にそれで問題ないのかという点は気になる部分だ。だから、調査などは必要になるかもしれない。

(会長)

電子化について、大きな会社は対応できると思うけど、電子化が難しい業者も少なくないと思う。その場合、どのように対応しているのか。

(事務局)

現在、電子化に対応できる業者と、紙でしか対応できない業者がいる。そのため、紙と電子を併用して行っている。ただ、将来的には、電子化してもらうことで、双方の負担がかなり軽減されると考えている。しかし、年に一度しか取引のない業者もいるため、その業者への対応が課題になっている。

(委員)

昨年6月に第3次扱い手三法が改正された。今年12月からは標準労務費が策定される。これにより、著しく低い労務費での見積契約が禁止されることになる。これにより、公共工事においても、労働者への賃金確保が今後の焦点になると思われる。市として対応策等を検討しているのか、聞きたい。

(事務局)

今のところ、具体的な策は検討していない。

(委員)

わかりました。

(事務局)

アイデアとして、どのような点を市に求めているのか。市がどのような取り組みを行

えば、適正に労働者への賃金が行き渡ると考えるのか、教えてもらえますか。

(委員)

2次下請け、3次下請けの業者に対して、適正な賃金が支払われていないという話をよく聞く。これに対して、何か対応策を検討しているのか、聞きたい。

(事務局)

市が予算を組む段階では、まず業者が2次下請け、3次下請けまで含めた適正な賃金を考慮して、適切な額で見積もりを出すことがスタートだ。次に、市がその見積もりを基に予算化し、不合理な査定を行わずに予算を確定させて発注を行うことが第2段階だ。その後、業者が競争する段階で、同じ業種の皆さんのが無理に低い金額で応札し、それが通ってしまうという問題がある。私が言った3つの段階がすべて適正な額で進んでいけば、賃金が適切に行き渡るのではないかと思っている。

(委員)

公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる「品確法」がある。これに関して、適正な請負代金、労務費の確保、適正工期、価格転換の実地調査を行うとして、「建設Gメン」を増やしたという話を聞いた。ただ、増やした人数が十分ではないということで、松本市も可能であれば、ある程度大きな工事について調査を行うことを検討していただき、松本市発注の工事において、現場労働者への適切な賃金が行き渡るように対応してほしい。

また、担い手の確保や育成の観点から、適正な工期の設定は不可欠だ。先ほども話に出た若年層の入職促進に向けて、引き続き法定労働時間を厳守した工期の確保と、猛暑日に対応した工期設定をお願いしたい。

(事務局)

猛暑日については、国が取り組み始めたので、その後、県、市も対応できるようになると思う。

(会長)

他に、全体を通して質問等はあるか。

(各委員)

特に意見等なし。

(会長)

それでは、本日の審議会はこれで閉じたいと思う。今後の日程について、事務局の方から確認してもらえますか。

(事務局)

それでは、次回の開催は、令和8年の秋頃に開催したいと思うので、よろしくお願ひする。

(会長)

本日の議事はこれで終了となる。それでは、事務局にお返しする。

(事務局)

それでは、審議会の皆様、活発なご審議をいただき、ありがとうございました。委員の皆様からいただいた貴重なご意見は、私たちの方でしっかりと咀嚼し、今後の市政運営に活かしていきたいと考えている。

以上をもちまして、令和7年度松本市公契約審議会を終了する。